

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

### 会社その他の公告

#### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は令和八年一月六日付、官報（号外第二号）三十頁に、それぞれ掲載しております。

令和八年二月三日

札幌市清田区清田四条四丁目六番一号

(甲) 株式会社シーエムシーネット通商

代表取締役 星野 哲郎

北海道中川郡中川町字中川四四番地五

(乙) 株式会社さんかいらく

代表取締役 星野 哲郎

#### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
この合併は乙と日軽産業株式会社との間で締結済みの吸収分割契約書に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として効力を生じます。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.nikkeikin.co.jp/koukoku.html>

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月二十七日

掲載頁 八十一頁(号外第十七号)

令和八年二月三日

東京都港区新橋一丁目一番一三号

(甲) 日本軽金属株式会社

代表取締役 岡本 一郎

静岡県静岡市清水区松原町五番一二号

(乙) 静岡興産株式会社

代表取締役 鈴木 秀圭

#### 合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
効力発生日は令和八年四月一日であり、両法人の評議員会の承認決議は令和七年十二月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://cut.toyota.or.jp/>

(乙) <https://www.tia.toyota.aichi.jp/>

令和八年二月三日

愛知県豊田市小坂町十二丁目一〇〇番地

(甲) 公益財団法人豊田市文化振興財団

代表理事 理事長 豊田 彬子

愛知県豊田市小坂本町一丁目二五番地

(乙) 公益財団法人豊田市国際交流協会

代表理事 理事長 佐伯 英恵